

## 昭和二十九年法律第二百五十一号

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法

目次

### 第一章 総則（第一条）

#### 第二章 刑事手続（第二条—第十二条）

##### 附則

### 第一章 総則（定義）

この法律において「協定」とは、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定をいう。

この法律において「派遣国」とは、千九百五十一年六月二十五日、六月二十七日及び七月七日の国際連合安全保障理事会決議並びに千九百五十二年二月一日の国際連合総会決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣したアメリカ合衆国以外の国であつて、日本国との間に協定が効力を有する間におけるものをいう。

この法律において「国際連合の軍隊」とは、派遣国が前項に規定する諸決議に従つて朝鮮に派遣した陸軍、海軍及び空軍であつて、日本国内にある間におけるものをいう。

この法律において「国際連合の軍隊の構成員」とは、国際連合の軍隊に属する人員で、現に服役中のものをいう。

この法律において「軍属」とは、派遣国の国籍を有する文民（派遣国及び日本国の二重国籍者についても、当該派遣国が日本国内に入れた者に限る。）で、当該国際連合の軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国内に在留する者を除く。）をいう。

この法律において「家族」とは、左に掲げる者（日本国の国籍のみを有する者を除く。）をいう。

国際連合の軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一歳未満の子

二 国際連合の軍隊の構成員又は軍属の父、母及び二十一歳以上の子で、その生計費の半額以上を当該国際連合の軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

三 この法律において「国際連合の軍隊の使用する施設」とは、協定第五条第一項の施設をいう。

この法律において「国際連合の軍隊の使用する施設」（施設内の逮捕等）

この法律において「国際連合の軍隊の使用する施設」（施設内の逮捕等）

### 第二章 刑事手続

この法律において「国際連合の軍隊の使用する施設」（施設内の逮捕等）

おける逮捕、勾引状又は勾留状の執行その他人身を拘束する処分は、当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は当該国際連合の軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。

死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設内で逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。

（逮捕された国際連合の軍隊の構成員又は軍属の引渡し）

検察官又は司法警察官は、逮捕された者が国際連合の軍隊の構成員又は軍属であり、且つ、その者の犯した罪が協定第十六条第三項（a）に掲げる罪のいずれかに該当すると明らかに認めたときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定にかかわらず、直ちに被疑者を当該国際連合の軍隊に引き渡さなければならぬ。

司法警察官は、前項の規定により被疑者を国際連合の軍隊に引き渡した場合においても、必要な搜査を行い、すみやかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。

（国際連合の軍隊によつて逮捕された者の受領）

検察官又は司法警察官は、国際連合の軍隊から日本国の法令による罪に係る事件以外の事件に係る事件においては、検察官、検察事務官又は裁判官が必要とする検証の嘱託は、その裁判所又は裁判官からするものとする。

（日本国の法令による罪に係る事件についての捜査）

協定により派遣国（日本）の軍事裁判所が裁判権を行使する事件であつても、日本国（日本）の法令による罪に係る事件については、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、捜査をすることができる。

（国際連合の軍隊によつて逮捕された者の受領）

検察官若しくは司法警察官は、国際連合の軍隊から日本国の法令による罪に係る事件以外の事件に係る事件においては、検察官、検察事務官又は裁判官が必要とする検証の嘱託は、その裁判所又は裁判官からするものとする。

（日本国（日本）の法令による罪に係る事件についての捜査）

協定により派遣国（日本）の軍事裁判所が裁判権を行使する事件であつても、日本国（日本）の法令による罪に係る事件については、検察官、検察事務官又は裁判官が必要とする検証の嘱託は、その裁判所又は裁判官からするものとする。

（証人の出頭等の義務）

前項の捜査に関しては、裁判所又は裁判官は、令状の発付その他刑事訴訟に関する法令に定める権限を行使することができる。

（検察官又は司法警察官は、引き渡されるべき者が日本国（日本）の法令による罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があつて、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることが可能なときは、その理由を告げてその者の引渡しを受けさせなければならない。この場合には受けさせなければならない。

（検察官又は司法警察官は、引き渡されるべき者が日本国（日本）の法令による罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があつて、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることが可能なときは、その理由を告げてその者の引渡しを受けさせなければならない。この場合に受けさせなければならない。

（検察官又は司法警察官は、引き渡されるべき者が日本国（日本）の法令による罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があつて、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることが可能なときは、その理由を告げてその者の引渡しを受けさせなければならない。この場合に受けさせなければならない。

（検察官又は司法警察官は、引き渡されるべき者が日本国（日本）の法令による罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があつて、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることが可能なときは、その理由を告げてその者の引渡しを受けさせなければならない。この場合に受けさせなければならない。

（検察官又は司法警察官は、引き渡されるべき者が日本国（日本）の法令による罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があつて、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることが可能なときは、その理由を告げてその者の引渡しを受けさせなければならない。この場合に受けさせなければならない。

（検察官又は司法警察官は、引き渡されるべき者が日本国（日本）の法令による罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があつて、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることが可能なときは、その理由を告げてその者の引渡しを受けさせなければならない。この場合に受けさせなければならない。

（検察官又は司法警察官は、引き渡されるべき者が日本国（日本）の法令による罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があつて、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることが可能なときは、その理由を告げてその者の引渡しを受けさせなければならない。この場合に受けさせなければならない。

にその者を釈放し、又は釈放させなければならぬ。

（第一項の勾引状には、派遣国（日本）の軍事裁判所の嘱託の趣旨を記載しなければならない。）

（第一項の勾引状は、検察官の指揮により、司法警察職員が執行する。）

（第一項の規定による勾引に準用する。ただし、同法第二百三条、第二百四条及び第二百五条第二項に規定する時間は、引渡しがあつた時から起算する。）

（施設内の差押え、捜索等）

（第一項の規定による勾引に準用する。ただし、同法第二百三条及び第七十三条第一項の規定は、第一項の規定による勾引に準用する。）



地位協定刑事特別法第四条の改正規定、附則  
第二十一条から第二十三条までの規定、附則  
第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六十四条第一項の表第四十三条第  
四項、第六十九条、第七十条第三項、第八  
十五条、第一百八条第三項、第一百二十五条第一  
項、第一百六十三条第一項、第一百六十九条、第  
二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第  
二項、第三百十六条の十一の項の改正規定  
(第一百六十九条)の下に「第二百七十二条  
の八第一項及び第四項」を加える部分に限  
る。、附則第三十三条及び第三十四条の規定  
並びに附則第三十五条のうち刑法等一部改正  
法第三条中刑事訴訟法三百四十三条の改正  
規定の改正規定 公布の日から起算して九月  
を超えない範囲内において政令で定める日  
(罰則に関する経過措置)

第四十条 第二号施行日前にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。